

「障害者権利条例」をご存知ですか？



I
M
A
G
I
N
E

困ったときは ご相談ください

障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例(障害者権利条例)が施行されました。あなたの周りは大丈夫？

● 差別的取扱いとは

そのバリア(障壁)
取り除けませんか？



病気や怪我などの理由で日常生活に制限がある人を「障害がある」ことだけを理由に不当な扱いをすることです。また、障害のある人が社会生活を営むうえでバリアとなっているものを、重すぎる負担でないのに取り除かないことを言います。

● 合理的配慮とは

暮らしやすい茨城へ



障害のある人やその家族が暮らしやすいよう、環境や考えを変えていくことです。大変なことを急に变える必要はありません。段差をなくす、わかりやすく内容を説明する、道に物を置かないなど少しの工夫だけで障害のある人もない人も暮らしやすい社会は作れるのです。

「障害者権利条例」が施行されました



こんな事があった、これって差別なの？

- 車いすを利用していることを理由に入店を断られた
 - 耳が不自由であることを伝えたのに放送で呼び出された
 - 障害があることを理由に賃貸契約やクラブ入会を断られた
- などの困った経験はありませんか？



障害者差別相談室に聞いてみよう！

そんなときのために茨城県では「茨城県障害者差別相談室」をつくりました。電話、メール、直接のご来訪などで、差別に関する困ったことを相談してください。相談室には専門の相談員が常駐しています。安心してご連絡ください。



私たちが差別の解消をうながします！

私たち相談員がみなさまのもとに伺い、差別に関するご相談に乗らせていただきます。みなさまと相手方との間に立って事実をきちんと調査し、合理的配慮の提供についてご提案します。ご本人だけでなくご家族などのご相談も承ります。



障害の

ある人もない人も

共に歩み

幸せに

暮らすための

茨城県づくり条例

茨城県障害者差別相談室が設置されました

◆困ったときは専門の相談員が対応します◆

☎029-246-6049

FAX=029-246-6048

メール=s-sohdan@bz04.plala.or.jp

受付時間=月曜日～金曜日 9:00～16:00(祝日、年末年始を除く)

◆直接ご来訪でのご相談も受け付けております◆

場所=〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階

〈公共交通機関をご利用の場合〉

JR水戸駅北口6番乗り場より、関東鉄道バスで約20分。
「県福祉会館前」下車。

〈自家用車でお越しの場合〉

駐車場がございます。詳しくは茨城県総合福祉会館のサイトをご覧ください。